

## VI 退職後の福祉事業

### 1 宿泊施設の利用

退職者は、全国にある公立学校共済組合および相互利用共済組合等の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

また、退職者の家族も公立学校共済組合の宿泊施設を組合員料金で利用できます。利用の際は、退職時にお送りする「宿泊施設特別利用者証」を当該宿泊所・保養所のフロントに提示してください。

#### 宿泊施設特別利用者証



【相互利用共済組合等一覧】（一部異なる料金設定の場合があります。）

地方職員共済組合	全国市町村職員共済組合連合会
各市町村職員共済組合	都市職員共済組合
警察共済組合	文部科学省共済組合
東京都職員共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
指定都市職員共済組合	国家公務員共済組合連合会
	防衛省共済組合

#### [MEMO] 公立学校共済組合の宿泊施設

公立学校共済組合の宿泊所・保養所は、あづま荘を含め全国に33施設(令和5年10月現在)あります。

利用する場合は、直接施設へ連絡し公立学校の退職者であることを告げて予約し、当日フロントに「宿泊施設特別利用者証」または「任意継続組合員証」を提示してください。

## 2 共済組合の任意継続組合員への助成等

### (1) 指定宿泊施設の利用助成

任意継続組合員の方は、公立学校共済組合福島支部が指定した施設を宿泊利用する場合、1回の旅行につき2泊を限度として、下記のとおり助成が受けられます。

ただし、組合員一人あたり1会計年度(4月～翌年3月まで)に12回までの助成となります。利用券の交付を希望する場合は、「指定宿泊施設利用券交付申請用(任継用)」(93ページ)により、支部事務局(県教育庁福利課内)に直接請求してください。なお、利用券は1泊につき1枚必要です。

あづま荘の利用に際しては、利用券は不要です。施設のフロントに備え付けの「利用助成申請書」に必要事項を記入し、支配人の承認を受けてください。

**【対象施設】** ※ 助成金額は、令和5年度の適用額です。

宿泊施設名	助成対象者	助成金額
あづま荘	組合員・被扶養者 配偶者・子・父母・祖父母 (父母・祖父母は配偶者の方も含みます。)	1泊2食 3,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,500円)  1泊1食まで2,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,000円)
杉妻会館	組合員(本人)	1,500円

## 指定宿泊施設利用券交付申請書(任継用)

令和 年 月 日

公立学校共済組合福島支部長 様

住 所 (〒 )

申請者

氏 名

任意継続組合員証番号 \_\_\_\_\_

TEL ( ) -

下記のとおり、指定宿泊施設利用券の交付を申請します。

記

1 申請枚数 \_\_\_\_\_枚

2 利用予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(泊)

3 利用予定施設名

交付利用券の番号		No.	~	No.	残枚数	
上記のとおり決定してよろしいか伺います。						
決 裁 欄	決裁権者	課員		起案者	起案年月日	決裁年月日

### 3 その他の手続

---

#### (1) 貸付金未償還元利金の取扱い

退職時に貸付金の未償還元利金があるときは、貸付規定により退職手当から控除して返還することになります。福利課で控除の手続きをとりますので、借受人の手続きは不要です。

なお、未償還元利金が退職手当支給額を上回り、全額控除できない場合は、不足分について納入通知書を送付(3月下旬に所属に通知)しますので、退職手当支給日までに金融機関で納入してください。

#### (2) 団体信用生命保険の取扱い

住宅貸付け及び教育貸付けの借入の際に団体信用生命保険(だんしん)制度に加入されている方が退職手当から未償還元利金を一括返済し償還が完了した場合、完了した時点でその後の保障(保険)の適用はなくなります。これにより、加入時に設定された保障(保険)期間のうち未経過分の保険料については、7月頃に保険料充当金として月割りで計算され、本部から「保険料充当金返戻のご通知」が送付されると共に別途保険料充当金が振替口座に送金されることとなります。

ただし、保険料の引き落としの時期が4月～5月になっている方は、退職手当から貸付金の未償還元利金を一括返済した後に保険料の引き落としが行われ、精算手続きはその概ね2か月後に行われることとなりますので、振替口座を決して閉鎖(解約)しないよう注意してください。

なお、この手続きは共済組合が行いますので、御本人(借受人)が手続きをする必要はありません。

#### (3) 福祉保険制度の取扱い

「福祉保険制度」に加入されている場合、定年退職後も保障を継続することができます。3月末定年退職と同時に脱退を希望する方は、12月頃にご自宅宛に送付されます通知文を御覧の上、別途脱退の手続きを行ってください。

また、3月末で脱退された方への退職年の配当金はありません。(積立)配当金等がある場合は、定年退職した年の翌年2月上旬(3月末で脱退した場合は、同年5月上旬)までに指定口座に送金されますので、指定口座は解約しないでください。

なお、指定口座への送金については、共済組合が手続きを行いますので、ご本人の手続きは必要ありません。

< (積立) 配当金とは >

- ① 毎年、保険期間(11月から翌年10月まで)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として送金される(積立てられる)ものをいいます。
- ② 配当金の送金(積立)は、毎年の収支計算時(10月末日)における加入者に対して行われます。

#### (4) アイリスプランの取扱い

年金コースについては、12 月末頃(予定)にご本人のご自宅宛に送付されます「退職手続のご案内」を御覧の上、1 月末(予定)までに所定の手続きを行ってください。

なお、医療・日常事故コース及び介護保障コースについては、退職後も継続できますので改めて手続きをする必要はありません。

ただし、住所、電話、振替口座を変更したい場合は、「ハンドブック」に綴じ込みの「変更訂正届(ハガキ)」※に記入・郵送し届け出てください。

また、医療・日常事故コースを次年度更新しない場合には、毎年 10 月中旬にご自宅に送付されます「満期のお知らせ」内「契約の変更届」に記入し返信封筒で郵送してください。介護保障コースの解約については随時可能ですので「変更訂正届(ハガキ)」※にご記入の上、郵送して申請書を取り寄せてください。

※ 医療・日常事故コースについては毎年 3 月中旬にご自宅宛に送付する封書内の「ハンドブック」に綴じ込みハガキの「変更訂正届」があります。介護保障コースについては毎年月頃ご自宅宛に送付する「ご契約内容のお知らせ」に同封されています。

ご不明な点については下記にお問い合わせ願います。

##### 「年金コース」

##### 「医療・日常事故コース」

<p>一般財団法人教職員生涯福祉財団 サービスセンター 電話 0120-491-294(無料) 受付は午前10時～午後5時 (土日祝日を除く)</p>
---

##### 「介護保障コース」

<p>株式会社一ツ橋サービス 電話 0120-878-626(無料) 受付は午前10時～午後5時 (土日祝日を除く)</p>
--

#### (5) 健康診断の取扱い

任意継続組合員または任意継続組合員の被扶養者で40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着眼した「特定健康診査」を実施します。

さらに、特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがある方を対象に生活習慣の改善を目的とする「特定保健指導」を実施します。

なお、がん検診やその他の検診は、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

#### ア 特定健康診査(特定健診)

7月上旬ごろに「特定健康診査受診券(セット券)」(以下「受診券」という。)をご自宅にお送りしますので、同封されている健診機関一覧にある健診機関等を選び予約をして必ず受診するようにしてください。特定保健指導を実施している健診機関等で受診し、特定保健指導の該当になられた方は、当日に特定保健指導を受けることができます。

市町村が実施する集団健診で受診される場合は、受診の際、受診券を市町村の担当者にご呈示ください。

なお、パート勤務先等で健診を受けられた場合は、その結果をもって特定健康診査に代えることができます。この場合、受診券、健診結果の写、標準的な質問票を公立学校共済組合福島支部(教育庁福利課)福祉担当に提出(郵送)してください。

また、資格を喪失した方は、受診券の使用はできませんのでご注意ください。

【特定健康診査の検査項目】

特定健診の基本的な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既往歴（服薬歴、喫煙習慣を含む）</li> <li>・ 自覚症状（理学的所見）</li> <li>・ 身長・体重・腹囲・BMI</li> <li>・ 血圧</li> <li>・ 肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、<math>\gamma</math>-GT（<math>\gamma</math>-GTP））</li> <li>・ 脂質（トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはNon HDLコレステロール）</li> <li>・ 血糖（空腹時血糖またはHbA1c）</li> <li>・ 尿糖・尿たんぱく</li> </ul>
詳細な健診の項目*	心電図・眼底・貧血・クレアチニン

\* 一定の基準のもとに、医師が必要と認めた場合に実施されます。

## イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方には、「特定保健指導利用券」をご自宅にお送りしますので、利用可能な実施機関(医療機関)等に予約の上、積極的に利用してください。専門スタッフ(医師、保健師、管理栄養士等)から生活習慣を改善するためのアドバイス(特定保健指導)を受けることができます。利用を開始された方は、目標達成の如何にかかわらず、必ず最後まで特定保健指導を受けるようにしてください。

なお、特定保健指導の利用期間内に資格を喪失した場合は、特定保健指導利用料は共済組合で負担できませんので、必ず公立学校共済組合福島支部(教育庁福利課)福祉担当にその旨連絡をしてください。

引き続き特定保健指導の継続を希望される方は、新たに加入する医療保険者に御相談ください。